

(仮称) 余呉南越前ウィンドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書  
滋賀県環境影響評価審査会(第1回(9月27日(木)))意見に対する事業者の見解

番号	項目	審査会意見	事業者回答	事業者見解
1	土地の改変	資料10ページに示されている保安林の伐採について、許可権者(滋賀県)の了解は取れているのか。	今の計画はまだ熟度が低い段階である。今後いろいろな事前協議や調査を行い、まさに保安林に関することも含めて一つ一つ協議を行っていくことになる。	左記のとおりです。
2	土地の改変	風車の下を草地にすると、シカの数を増やしてしまうことになる。一方、草地ではなく碎石を施工する場合でも、水がそのまま流れて土壌流出を引き起こしてしまうこともある。いずれも、地域への社会的な責任を負っている。	ご意見を踏まえて検討していきたい。	草地化に伴うシカの食害、シカの食害による森林土壌への影響については、最新の知見や専門家への意見聴取を踏まえ、どう影響するのか把握に努めます。また、シカの食害に起因する土壌流出が生じないように、自治体と協議の上、砂利敷きや伐採木のチップ化等の環境保全措置を検討いたします。
3	土地の改変	事業実施想定区域で何kmの道ができるのか。	今の段階ではそこまで算出できる計画ではなく、お答えできない。	左記のとおりです。
4	土地の改変	周辺の森では、希少植物がある中でも、シカの影響と考えられる食痕が見られる。シカの分布、生息数について草地ができた場合の予想をやらないと下層植生がなくなってしまう。土壌流出が起こり、高時川の源流域で影響が予想されることから配慮が必要である。	承知した。	草地化に伴うシカの食害、シカの食害による森林土壌への影響については、最新の知見や専門家への意見聴取を踏まえ、どう影響するのか把握に努めます。また、シカの食害に起因する土壌流出が生じないように、自治体と協議の上、砂利敷きや伐採木のチップ化等の環境保全措置を検討いたします。
5	土地の改変	保安林は水源涵養保安林なのか、土砂流出防止保安林なのか、保護のための保安林なのか、目的によって保安林が異なる。そこを押さえたうえで配慮を考えていかなければならないと思うので、この段階で保安林の種別を明らかにしておくべきである。	保安林の種別に関しては、資料収集を進めて、今後把握していきたい。	左記のとおりです。
6	土地の改変	事業想定区域内の範囲で木を切るということになるのか。	そういうことではない。風力発電は点と線の開発であるので、区域すべての木を切るということでは無い。	風力発電所の開発は点と線の開発であると言われております。事業実施想定区域は、尾根部を囲む形で設定しております。その範囲の中で、風車を1基を組み立てるのに必要な約2,500㎡の敷地を造成させていただき、風車を設置します。その造成した周辺はどうなるか、と言うと全く手を付けないこととなります。そして、それらの風車間を繋ぐ道路を造成して、順次風車を設置いくこととなります。ですので、事業実施想定区域内すべてを伐採することはありません。
7	土地の改変	水だけではなく土砂も浸食され動いていくかと思われる。事業範囲の中だけではなく、流域の出ていく先にもどういった影響があるかという視点を取り入れていただきたい。	-	水の濁りに関する調査にあたっては、事業範囲ではなく地形等から作成した流域図を基に調査地点を検討予定です。また、沈砂池や土砂流出防止柵等の対策を考えており、可能な限り土壌浸食がされないように工事を実施いたします。

番号	項目	審査会意見	事業者回答	事業者見解
8	土地の改変	自然状態のところは林道をつくることは、自然から見れば、手を加えて、ある意味で壊してしまうところもあり、マイナスのインパクトに捉えざるを得ないところもある。別の視点で見ると、林道を整備するコストメリットは厳しいものがあり、こういう機会が出来上がった林道を、有効に人々の生活の環境の改善に使えるという視点も重要である。	承知しました。	単に、風力発電施設を運営するだけでなく、当事業が、地元的生活環境の改善にどのような形で貢献できるのか、という視点を持って、今後も地元と相談をしながら、当事業を進めていきたいと考えております。
9	動物	風車の下植生が草地になると、シカの餌を作ることになり、 <u>シカの数が増えて重要な植物がなくなる</u> 。また、 <u>ウサギが増えて、それを捕まえるにイヌワシが風車に衝突する懸念がある</u> 。	行政指導に基づきながら、草地ではなく碎石にするとか、事業者として留意して、今後、行政協議の中で議論していきたい。	現在は、まだ、具体的な協議を関係機関と行っていませんが、過去の保安林内での施工実績や林野庁から出されているガイドラインを参考にしつつ、今後、風力発電設備や工事用道路計画について、関係機関と協議をおこないます。その協議結果、行政指導を踏まえ、風車敷地を草地にするのか、または裸地にするのか等の形状を検討していくこととなります。また、草地化に伴うシカの食害やイヌワシなどの猛禽類の餌動物の増加については、行政機関との協議や専門家への意見聴取を踏まえて対応を検討します。
10	動物	資料27ページにコウモリ相の把握について、 <u>飛翔高度に留意した調査・予測を行うとあるが、どのようにする予定か</u> 。	風況鉄塔にバットディテクターのマイクを付け、地上から高いところを飛んでいるコウモリがどうい状況で飛んでいるかをまずは調べる。それに応じて、天気、風向、風速のデータを踏まえて、コウモリの予測を行っていく方針である。	左記のとおりです。
11	動物	要約書の40ページに草地にカヤネズミ、イイズナと書いてある。イイズナの生息地は草地ではなく高山である。イイズナの生息地が草地になっているように読み取れ、重要種であるイイズナがないことになってしまう。	いますぐ答えられないが、ご指摘いただいた点は確認する。	イイズナは「日本の哺乳類 改訂2版」(阿部永、平成20年)によれば、「北海道と本州北部(青森、岩手、秋田)にのみ生息する。」「北海道では、牧草地周辺から海岸草原、原野、山地まで広く分布する。」と記載されています。また、「福井県のすぐれた自然データベース」(みどりのバンク HP、閲覧:平成30年6月)によれば「越美山地」において確認されており、「北海道、青森県、山形県に分布する。現在、本県は分布地ではないが、1952年1月13日に大野郡五箇村(現大野市)上打波で採取された標本が存在し、過去に生息したことがわかっている。」と記載されています。標本が採取された大野市上打波は越美山地の東端に位置し標高は1600m程度ですが、事業実施想定区域は越美山地の西端に位置し標高は1000m程度です。標本の記録が古い年代のものであること、記録があった位置と標高が事業実施想定区域とは異なることから、事業実施想定区域及びその周囲においてイイズナが生息している可能性は低いと考えておりますが、ご指摘を踏まえて、生息の可能性も念頭において、現地調査を実施します。

番号	項目	審査会意見	事業者回答	事業者見解
12	動物（鳥類）	事業想定区域について、国が平成16年に公表しているイヌワシとクマタカの生息分布図と滋賀県のイヌワシ、クマタカ保護指針の中の生息マップを参考にして予定区域を決定したのか。	予定区域の設定というよりは、事業想定区域の中に、配慮書の中で環境省や滋賀県のイヌワシ・クマタカ保護指針の中でイヌワシ・クマタカが分布しているという結果をお示ししている。	事業実施想定区域の設定の考え方はQ16見解のとおりです。配慮書の文献調査の結果、イヌワシやクマタカが生息している可能性が確認できました。
13	動物（鳥類）	環境省の資料を反映している箇所はどこか。	配慮書本編のp61～62のほうにイヌワシの分布メッシュ図、クマタカの分布メッシュ図を示させていただいている。また、p63には環境省の環境アセスメントデータベース、イーダス、風力発電立地検討のためのセンシビリティマップ、こちらのメッシュを示させていただいている。	左記のとおりです。
14	動物（鳥類）	両方のマップ、情報は事前に了承の上で、予定地を決定されたということでしょうか。	12と同じ	12と同じ
15	動物（鳥類）	要約書の56ページの総合的な評価の中で、動物の評価結果について、動物の注目すべき生息地については確認されなかった。また、この影響は小さいというふうに結論付けているが、イヌワシ、クマタカは確認されていないということか。	今頂いたご意見はイヌワシ、あるいはクマタカの分布が注目すべき生息地に該当するかもしれないかというところの考え方というところであるが、イヌワシ・クマタカについてはそれぞれの種として、この中では予測評価させていただいているので、イヌワシ（クマタカ）の生息地としてこれらの分布がこれらに該当するかもしれないについては、現状の配慮書の中ではこのようなふるいのかけ方はしていなかったということである。	事業実施想定区域はイヌワシ及びクマタカは「生息確認」のメッシュがかかっており、環境省の環境アセスメントデータベース、イーダス、風力発電立地検討のためのセンシビリティマップにおいても「注意喚起レベルA3」にかかっていることから、方法書の「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」の「注目すべき生息地」の項目においては、イヌワシ及びクマタカの生息の可能性があることを記載します。その上で、「4.3.3 動物」において、注目すべき生息地についても、予測・評価を行います。
16	動物（鳥類）	環境省のマップには、イヌワシの生息確認地点、クマタカの生息確認地点と注意書きがあるが、生息地と生息は違うと考えているのか。		
17	動物（鳥類）	総合的な評価の中で、基本的に動物種のところでは影響がないと言い切っている。公的な機関は、平成16年から生息していると公表しており、事業者として確認している状況の中で、このような考え方で進められるということか。	しっかりお答えしてなくて申し訳ないが、我々の配慮書の記載の仕方、見直すべきなのか、検討し直すべきなのか、今現状の我々のチームが共有しきれていないので申し訳ないが、このエリアがイヌワシ・クマタカの生息分布に入っていて、非常に注意していく場所であることは認識している。我々が行っていく上では県や地域、専門家に話を伺った上で、このエリアに十分に配慮していくことは十分に認識している。先生が今ご指摘されたことに関しては、申し訳ないが、答えられませんでした。今一度再検討させていただきたい。	
18	動物（鳥類）	イヌワシは生息しているが注目すべき生息地ではなかった。だから、生息しているけれども、それほど重要ではないという認識に取れるが、いかがか。		
19	動物（鳥類）	猛禽類について慎重に十分配慮していくという姿勢を言われたが、配慮書の時点で重大な影響を回避または低減できる可能性は高いと評価すると書かれている。重大な影響を回避、低減できるというのは、今後調査をしてみて初めて分かることであり、文献調査の段階では言えないはず。この段階で結論ありきというかたちで評価されているのは、アセスの姿勢として良くないと思うがいかがか。		

番号	項目	審査会意見	事業者回答	事業者見解
20	動物（鳥類）	希少猛禽類に配慮する姿勢であれば、一度見直していただき、次回の審査会で事業者として改めて説明すること。	今一度再検討させていただきたい。	<p>4章の「注目すべき生息地」の項目については、再検討し、以下のとおり修正したいと考えております。</p> <p>【予測】 動物の注目すべき生息地については、「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」（環境アセスメントデータベースEADAS（イーダス）HP、閲覧：平成30年6月）によれば、事業実施想定区域が含まれるメッシュは注意喚起レベルA3とされており、バードストライクの可能性のある重要な種としては、イヌワシ、クマタカの2種が該当する。また、「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」（滋賀県、平成14年）によれば、事業実施想定区域及びその周囲はイヌワシ及びクマタカが潜在的に生息可能な地域に含まれている。さらに、専門家等の意見聴取における当該地域のイヌワシ、クマタカの生息情報も得られていることから、これら2種については事業実施想定区域及びその周囲に生息地がある可能性があり、生息地への影響が生じる可能性が考えられる。</p> <p>【評価】 動物の注目すべき生息地については、「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」（環境アセスメントデータベースEADAS（イーダス）HP、閲覧：平成30年6月）によれば、事業実施想定区域が含まれるメッシュは注意喚起レベルA3とされており、バードストライクの可能性のある重要な種としては、イヌワシ、クマタカの2種が該当する。また、「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」（滋賀県、平成14年）によれば、事業実施想定区域及びその周囲はイヌワシ及びクマタカが潜在的に生息可能な地域に含まれている。さらに、専門家等の意見聴取における当該地域のイヌワシ、クマタカの生息情報も得られていることから、これら2種については事業実施想定区域及びその周囲に生息地がある可能性があり、生息地への影響が生じる可能性が考えられる。</p> <p>以上の予測を踏まえ、方法書以降の手続きにおいて現地調査を実施し、イヌワシ及びクマタカの当該地域における利用状況を把握した上で、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）や「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」（滋賀県、平成14年）に準拠した影響予測を行い、イヌワシ及びクマタカの生息上支障を及ぼすおそれのある行為等为了避免するように特に配慮していくものとする。</p> <p>なお、No19とNo. 20の修正事項については、方法書の4章において反映致します。</p>
21	植物	資料の30ページで、計画区域の中に、栃ノ木峠のブナ林、栃ノ木峠のブナ - オオバクロモジ群集があり、湿潤な環境で、ブナ林、ミズナラ、ブナも林が広がっていると思う。栃ノ木峠のブナ - オオバクロモジ群集の近くから搬入路が延びていて、この近くを必ず通ると考えられる。現状を調査して環境保全措置を検討すると書かれているが、ブナの部分だけを守っても、道や草地ができると、乾燥とか日射の影響が変わってくると思われる。林縁効果の影響をどのように考えるのか。	栃ノ木峠のブナ林、栃ノ木峠のブナ - オオバクロモジ群集は環境省の特定植物群落到に指定されている。ただ、指定された年代は1980年代であるため、そこからどう変化しているかという観点で、現状の調査をしっかりとさせていただき、その中で、ブナ林の自然度の高い場所が残っているのであれば極力回避していきなど、計画をしていくことに配慮した調査・予測を行っていきたいと考えている。風力以外も含めた林縁効果の先行事例も踏まえて予測評価を行っていき。	栃ノ木峠のブナ林、栃ノ木峠のブナ - オオバクロモジ群集は環境省の特定植物群落到に指定されています。これらはそれぞれ、「栃ノ木峠附近のブナ林」（第2回自然環境保全基礎調査（昭和53年））、「栃ノ木峠のブナ - オオバクロモジ群集」（第3回自然環境保全基礎調査（昭和59～61年））において、昭和50年代に指定されたため、変化している可能性が考えられます。現状の調査をしっかりとさせていただき、その中で、ブナ林の自然度の高い場所が残っているのであれば極力回避していきなど配慮し、調査・予測を行っていきたいと考えています。また、風力以外も含めた林縁効果の先行事例も踏まえて予測評価を行います。

番号	項目	審査会意見	事業者回答	事業者見解
22	植物	要約書の38ページの植生図、林道をつくるときに地元の林業に貢献すると説明された。南北の計画線から東に向かって林道をつくることになるが林業に資するのは一番東の外れである。重要なブナ・ミズナラが全部伐採される可能性がある。林業のために資するというだけでは、説明が不十分である。	林業に資することは無いというご指摘について、しっかりと地元との合意形成ができないとできない話である。当事業が地元振興に貢献することを念頭に置いて、この事業はすぐれた事業となるよう、今後地元との相談をしながら行っていきたい。余呉南越前が林業振興なのか、またはスキー場もあり観光振興なのかはいろいろあると思うが、今後はまさに、地元との相談しながら、この事業が素晴らしい事業となるようにしたいと考えている。ご指摘の林業振興に資さないという厳しいご意見は今の段階においては真摯に受け止めたいと思う。	左記のとおりです。
23	水環境	区域は河川の上流部にあたる、道路など工事が入ると、余呉湖、高時川など滋賀県でも一生懸命水質保全に努力している状況であり、本事業を行う上での計画は水質への配慮をしっかりと行うこと。	工事の計画熟度が低い配慮書段階であり、予測、評価ができないという状況である。方法書以降できちんと調査、予測、評価していきたいと考えている。	左記のとおりです。
24	水環境	山頂緩斜面のエリアが流域のかなりの水を涵養している、地下水を涵養しているということもある。河川がないから影響を考えなくていいということにはならない。物質の循環でつながっているという視点を持って、その上で開発をするということがなければ環境に配慮していると評価されない。そういう視点を盛り込むこと。	ご意見として伺った。	ご指摘のエリアが水源涵養の役割を担っているということを踏まえ、涵養機能への影響を極力低減するため、可能な限り改変を最小限といたします。また、ヤードの緑化等も検討いたしますが、一方で審査会の中で草地化はシカの増加につながるのご意見もいただいたことから、管理者や許認可機関とも協議の上、環境保全措置の検討を行います。
25	水環境	現地調査をするときに、流域の物質はどのように運搬されているかという視点を持って、調査領域、調査項目まで選定すること。	ご意見として伺った。	方法書以降においては、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引き」（平成27年7月）に基づき、水の濁りを環境影響評価の項目に選定して調査、予測及び評価を実施いたします。また、環境影響評価にあたってはマニュアルや手引きのみならず、他事例の調査や経済産業省へのヒアリングを踏まえ、その内容を検討いたします。
26	水環境	水辺に関して、湿地等が対象地域にあっても、そこは避けるとあるが、山地部分の表面の形状を変えて浸透の条件を変えると、 <u>範囲外の湧水に影響する可能性がある</u> 。山頂に降った水がどの部分に出ているかまで調べるのは、かなり難しい話だが、主要な河川の源流部の河道ができて <u>いる湧水環境がどれぐらいか</u> とかいうことは把握して工事中にモニタリングをする等の配慮が必要である。		湧水の状況について自治体等へヒアリングを行います。また、河道ができて湧水環境は沢筋とも呼ばれるものを指しておられると思料いたしますが、沢筋については動植物の現地踏査の際に位置を確認する等して、可能な限り把握に努めます。併せて、改変面積を最小化し、可能な限り湧水環境への影響を回避又は低減いたします。

番号	項目	審査会意見	事業者回答	事業者見解
27	水環境	水生生物の観点から、工事段階あるいは事業個所の植生変化およびそれに伴うシカの食害等により土砂が流出した場合には影響を受ける可能性があるため、事業により生じうる土壌流亡に関して予測、検討すること。	-	水生生物への影響については、方法書以降の手続きにおいて、造成等の一時的な施工について予測、評価を行う予定です。一方で、工事段階あるいは事業個所の植生変化およびそれに伴うシカの食害等により生じる可能性のある土壌流亡については、定量的な予測を行うことは現時点では難しいと考えていますが、専門家へのヒアリングや最新の知見等を踏まえて、検討致します。
28	廃棄物	出てきた土壌や伐採林など、有効利用の点から処理をどのように考えているのか。	残土は地元と相談しながら処理しなければならないと考えている。例えば我々の島根の現場では林業者が使えるように林道を整備していったので、尾根筋に道を通すことで、重機が入れやすくなり、結果的に高齢の林業者の方が作業しやすい状況となった。発生した残土はただ単に整地して平らにならすことだけではなく、貯木場の敷地整備に利用したという事例もある。いずれにせよ、有効活用の方法は地元と相談しながらやっていくことになる。	左記のとおりです。
29	景観	対象地西側の余呉高原スキー場は、今挙げられている眺望点のどこよりも近い位置になると思う。かなり対象地に近く、風車が乱立した場合には、スキー場から見える景色は一変するので、眺望点として本当に外していかもう一度考えてはどうか。	景観を見るための場ではないところで、配慮書の段階でも外させていただいた。ご意見を承りまして検討させていただきたい。	配慮書段階での主要な眺望点の選定根拠として、公的なHPやパンフレット等の情報源において、眺望目的での利用が把握できた地点を選定しておりますため、レジャー目的の余呉高原スキー場については現時点では眺望点として選定しておりません。
30	人と自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合いの場は、鉢伏山と、中部北陸自然歩道で、福井県側だけが挙げられているが、滋賀県側についての影響は考慮される予定はないか。	今後の手続きの中で対応する。	計画段階配慮書作成時点では公的な既存資料を基に情報収集を行いました。事業実施想定区域周辺且つ余呉側におけるトレイルや登山道は確認できませんでした。しかし、本事業実施想定区域から直線で約14km南に位置している「ウッディパル余呉」が余呉トレイルの集合場所として機能していました。
31	人と自然との触れ合い活動の場	長浜市の市民活動団体の中に、余呉トレイルクラブがある。余呉のブナ林を資源とした冬期のトレッキングコースを整備しておられる活動を目にした。その中に、栃ノ木峠の水源地を巡るコースもあり、直接的な影響が生じる恐れがあると思われるので、地元の活動団体へのヒアリングを必ず踏まえた上で計画していただきたい。	今後の手続きの中で対応する。	今後は聞き取り調査等も実施し、トレイルや登山道の具体的な位置や利用状況等の把握に努めます。
32	文化財/伝承文化	文化財とか伝承文化を取り上げていないが、西側の北国街道は歴史的に見たら重要な場所である。教育委員会への問い合わせや自治体史等の関係の文献調査は行ったか。	確認させていただく。	伝承文化等の文化財については今後既存資料等を確認し、必要に応じて教育委員会との協議を行ってまいります。

番号	項目	審査会意見	事業者回答	事業者見解
33	その他	風車はどのくらいの風速に耐えられる設計なのか。	我々が実施させてもらっている、今年の春に商業運転を開始した、高知県の大月町での事業、3,000kWの風車、基数11基の事例であるが、そこはまさに台風の通り道であり、最大瞬間風速87m/s、最大風速で57m/sまで耐えられる設計風速で建設させてもらっている。設計にあたっては、経済産業省の風力発電所建設の所定の算定指針に基づいて、他の第三者機関の評価も踏まえて電気気業法による取り決め、届出を踏まえ、適正に受理していただいて設計施工をさせていただいた。	風力発電施設の設計を行う際の補足説明になりますが、現地特有の強風や地震、落雷に関する事項も含んだ、国（経済産業省、国土交通省）の技術基準に従って行います。そして、同設計に対して、第三者機関から法令適合性の認証を受けます。さらに、その認証を受けた設計に対して、国の審査を受けることとなります。その後、審査をクリアした設計で風力発電施設を建設していくこととなります。現段階では、具体的な設計に、まだ着手しておらず風や地震の設計基準は未算定です。
34	その他	要約書の19ページにある、今回計画されている風車の耐風速は、どうなっているのか。	我々が勝手に耐風速を設定できるわけではなく、国交省の風力発電の構造指針に基づきながら設定していく。例えば、高知と滋賀では耐風速は異なっている。実際、当該地域において風況や地形の状況を加味して耐風設計風速を算出し、それを経済産業省で正しいかどうかをチェックしていただき、さらに第三者機関でも確認を経て、適切であれば認可されるという流れになります。現在はまだ検討段階なので、今後検討して現地の耐風設計を行っていくことになる。	左記のとおりです。
35	その他	要約書の18ページにある、複数案の設定はないということであるが、どういうことか。	風力発電の場合、先ほども説明したが3つの要件、風況状態、送電接続の可能性、風車を運べるか、これらによって区域を考えていくことになる。その中で、方法論としては最大50基配置できるのではないかとこの中で、例えば風車を、3,000kWの風車を何基、単機出力と基数の組み合わせで計画している事業者がいることは確かだが、我々は、実際に現地調査しながら、ほんとに影響が出るようであればその場所は回避していくことになる。そうであれば、出力規模は計画当初から変わってくることになる。我々の考え方は、まずは状況をしっかり確認しながら地権者さんと協議したり地元の方と相談したり、国、経済産業省と許認可など相談しながら、できるところを選んでいく、という進め方になる。そういう考え方なので、複数案は設定していない。複数案は示していないが、環境省が示す配慮書の考え方には逸脱していないという説明を配慮書に記載している。	左記のとおりです。
36	その他	広域的に区域として定めることにより、その区域中で配置等を考えるということで複数案と位置付けているのか。		
37	その他	出力規模については、変更は有りうるということか。		
38	その他	有識者へのヒアリングについて、誰にヒアリングをしたかは提示されたい。	名前は公の場では公開しない。ただし、非公開の場ではお知らせすることは可能。	左記のとおりです。
39	その他	事務局から各委員に非公開資料として教えてもらえるか。	同上	同上

番号	項目	審査会意見	事業者回答	事業者見解
40	その他	方法書以降は2事業に分割する予定と書かれているが、どういう意味か。方法書、準備書は一体として出るのが。	2事業への分割の理由について、端的に言うと、当該事業実施想定区域は、北陸電力と関西電力の管内の中間地点に管轄する区域である。送電に関する相談は北陸電力と関西電力双方に相談しているところである。それぞれの電力会社に電気を送るため、発電事業としては2事業に分割して、経済産業省に申請して事業認定していただくという格好の可能性はある。そのため、2事業に分割する予定という書き方になっている。分割区分けは今後検討することになる。 電気の売電先として2つに事業分けする可能性があるということで、環境アセス上は分けることはなく1つの環境アセスとして実施していくという意味である。	左記のとおりです。
41	その他	資料20ページに自然度が高いと記載されていることから、事業をやめるべきではないか。	現時点では、文献調査のみであるため、詳細な現地調査を実施していない。今後、専門家の意見も踏まえ調査して詳細を確認していくことになる。	左記のとおりです。
42	その他	3,400キロワット級の風車を運搬するための道幅は5mでよいのか。	その理解で構わない。	左記のとおりです。
43	その他	事業実施想定区域が、どのように設定されたかを説明されたい。	風の状況、風車が運べるのか、電力系統接続ができるのか、3つの要件を加味して区域を検討する必要がある。なるべく尾根筋で区域を囲わせていただいている。山の斜面中腹は風の乱れが大きいし、風をしっかりとらえられないことが考えられる。風車を運ぶためには林道を取り付けていかなければならない。その意味でも、なるべく尾根の平らなところで検討することにより、改変面積も少なくて済むし、安全対策も取りやすいという観点でなるべく尾根部を囲わせていただいている。	事業実施想定区域の設定の考え方についての補足になります。風力発電の適地の選定については、最低限、次の3つの要素が必要になってくると考えています。 要素① 風車が発電すること（風が吹くこと） 要素② 風車の資材が運び込めること 要素③ 発電した電気を送電できること（系統連系の確保）  上記要素を踏まえ、検討対象エリアに絞り込んだ経緯は以下のとおりです。 まず、「別添見解1」のとおり、長浜市と南越前町の行政界付近は、風況がよいエリア（高度30mにおける年平均風速が5m以上：要素①）であることが分かります。次に、風力発電機の輸送ルートについても、国道365号があり、風車運搬の見込みが立つため、（配慮書22頁：要素②）検討対象エリアといたしました。要素③については、検討対象エリアを所管している関西電力と北陸電力のそれぞれで、送電線への接続を確保できる見込みになります。 上記経緯により、検討対象エリアを絞り込み、風車設置や道路取付の可能性のある尾根を囲う形で事業実施想定区域を設定しております。
44	その他	地形的に決まってきたということか。	同上	同上
45	その他	送電設備というのはどういう計画になるのか。	このエリアには北陸電力と関西電力の送電系統がある。それぞれに接続ができるか、検討を依頼している。それらの回答をいただき、今後は送電接続契約に移っていきたいと考えている。	左記のとおりです。



番号	項目	審査会意見	事業者回答	事業者見解
46	その他	発電設備が出来上がった後、整備した林道は管理用道路になると思うが、その使用頻度と、どのような管理方法になるのか。	林道に関しては、地域、現場ごとに管理の方法が異なる。我々はただ単に林道を作ればよいということではなく、いかに地域の貢献に資することができるか、という観点を含めて計画を進める。我々が風力発電事業を営みながら、例えば地域の林業振興につなげられないか、などを考えて事業計画を行っていく。当事業でも今後は関係市町様、地元と協議して検討していくことになる。	左記のとおりです。
47	その他	地元の人とうまくやっていけることと、環境アセスメントでは視点が違う。自然環境にどのようなインパクトがあるのかを総合的な視点で統合的なシステムの理解に基づいてやらないといけない。	ご意見のとおりと考えます。ご質問に答えるために、説明させていただいた。	左記のとおりです。
48	その他	風力発電機はどのくらいの風速から発電可能であるのか。年平均風速では6m/sとなっているが、夏季や秋季は3m/s以下であり、冬季の計測値である14.1m/sに引上げられる値となっていると感じる。冬季は降雪量の非常に多い地域であり、着氷、着雪の影響はないのか。そもそも効率的な発電はできるのか。	-	風力発電機が発電し始める風速は、概ね3~5 (m/s) となります。ご指摘のとおり、風力発電機への着氷が懸念される地域になりますので、発電効率が低下する場合があります。着氷が確認された風車は、着氷を除去する措置を講じ、効率的な発電に努めてまいります。

番号	項目	審査会後の追加意見		事業者の見解
47	その他	<p>風力発電機はどのくらいの風速から発電可能であるのか。年平均風速では6m/sとなっているが、夏季や秋季は3m/s以下であり、冬季の計測値である14.1m/sに引っ張られる値となっていると感じる。冬季は降雪量の非常に多い地域であり、着氷、着雪の影響はないのか。そもそも効率的な発電はできるのか。</p>	-	<p>風力発電機が発電し始める風速は、概ね3~5 (m/s) となります。ご指摘のとおり、風力発電機への着氷が懸念される地域になりますので、発電効率が低下する場合があります。着氷が確認された風車は、着氷を除去する措置を講じ、効率的な発電に努めてまいります。</p>
48		<p>水生生物の観点から、工事段階あるいは事業個所の植生変化およびそれに伴うシカの食害等により土砂が流出した場合には影響を受ける可能性がありますので、事業により生じうる土壌流亡に関して予測、検討していただくようお願いする。</p>	-	<p>水生生物への影響については、方法書以降の手続きにおいて、造成等の一時的な施工について予測、評価を行う予定です。一方で、工事段階あるいは事業個所の植生変化およびそれに伴うシカの食害等により生じる可能性のある土壌流亡については、定量的な予測を行うことは現時点では難しいと考えていますが、専門家へのヒアリングや最新の知見等を踏まえて、検討致します。</p>

**(仮称) 余呉南越前ウィンドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書  
長浜市長意見に対する事業者の見解一覧**

番号	項目	市長意見	事業者の見解
1	騒音等	事業実施想定区域から約1.3kmの距離に「長浜市立湖北病院中河内診療所」が存在し、さらに近隣には複数の住宅等も存在している。風力発電設備等の工事中および供用時において騒音、振動や超低周波音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)および最新の知見等に基づき、周辺的生活環境への影響を季節毎に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、周辺での騒音、振動や超低周波音の影響を回避または極力低減すること。	調査、予測及び評価に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成27年10月)」、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成29年5月26日、環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月26日、環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年11月、風力発電施設から発生する騒音等への評価手法に関する検討会)」及び最新の知見を参考に実施します。
2	土地の改変に伴う自然環境	事業実施想定区域には、重要な植物群落である「栃ノ木峠付近のブナ林」及び「栃ノ木峠のブナ-オオバクロモジ群集」が分布しており、土地の改変などにより重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または極力低減すること。 また、風力発電設備等(資材運搬用および管理用に設置される道路を含む)の工事に当たっては、土地改変による自然環境への影響を調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること。	重要な植物群落については専門家等からの助言を踏まえた適切な調査を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または極力低減します。また、風力発電設備等の工事に当たっては、土地改変による自然環境への影響を調査、予測及び評価し、その結果を踏まえ、土砂流出の可能性の高い箇所の改変を極力回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えます。
3	水環境	事業実施想定区域を重要な水源とする高時川をはじめ琵琶湖では、鮎などの漁業が営まれており、また高時川流域では優良な河川水を利用して環境にこだわった農作物が収穫されている。工事中の土砂や濁水の流出に伴う水質の悪化および汚濁は、漁業や農業に対して重大な影響が懸念される。 濁水の流出による動植物の生息・生育や農作物、漁業への影響を調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、水環境への影響を回避または極力低減すること。	水の濁りに関しては方法書以降において項目選定し、調査、予測及び評価を行ってまいります。これはそもそも濁水が河川に流入するかどうか等、事業に起因する一次影響に対して予測評価するものであり、農作物等への影響という二次影響については直接は予測評価は行いません。しかし、濁水により動植物や農作物、漁業へ影響が生じないように必要に応じた環境保全措置を検討いたします。
4	鳥類等	事業実施想定区域には、文化財保護法に基づくイヌワシやクマタカの生息地が存在しており、その営巣地や生活範囲への直接的な影響および風力発電設備の稼働による衝突事故や移動経路の阻害等の重大な影響が懸念される。 このため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または極力低減すること。	イヌワシやクマタカについては専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または極力低減します。
5	その他	事業実施想定区域付近には、柳ヶ瀬断層が存在しており、地震が発生した場合の風力発電設備等の被害について影響の予測および評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または極力低減すること。	断層による地震が発生した場合の風力発電設備等の被害については、本事業を進める上で事業性の観点から地盤の状況を調査し、地震による倒壊が生じないよう関係機関との協議を行いながら基礎構造の設計を行い被害の回避及び最小化を行うこととなります。
6	その他	風力発電設備設置による降雪および着雪への影響の予測および評価を行い、その結果を踏まえ、積雪状態への影響を回避または極力低減すること。	風力発電設備の設置により降雪及び着雪へ影響を及ぼしたという事例は現在確認しておりませんが、引き続き情報収集に努めます。

番号	項目	市長意見	事業者の見解
7	文化財・伝承文化	<p>事業実施想定区域は「<u>栃ノ木砦遺跡</u>」の範囲内となっているため、<u>遺跡区域とその周辺</u>の幅広い調査を行うこと。</p> <p>また、<u>保護すべき重要な文化が存在しないか、住民の生活、生業、信仰において重要な場所になっていないかを調査すること。</u></p>	<p>栃ノ木砦遺跡は埋蔵文化財として大まかな位置情報を得ておりますが、具体的な文化財の位置は把握しておりません。また、現時点では関係機関との協議は行っておりませんが、道路の新設や拡幅等の計画位置が決まった段階で協議を行い、現地の確認を進めてまいります。</p> <p>また保護すべき重要な文化が存在しないか、住民の生活、生業、信仰において重要な場所になっていないか情報収集に努めます。</p>
8	景観	<p><u>風力発電設備の大きさ、形、色、配置等については供用時に見る人に対して</u>圧迫感や威圧感を感じさせる影響が懸念される。<u>このため、景観への影響の調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または極力低減すること。</u></p>	<p>風力発電設備が、見る人にとって<u>圧迫感や威圧感を感じさせる可能性を踏まえ、景観への影響の調査、予測及び評価を行い、その結果をもとに、眺望景観への影響を回避又は極力低減できるように、環境保全措置を検討してまいります。</u></p>
9	その他	<p><u>事業実施に当たっては、各種法令等を遵守し環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議すること。</u></p>	<p>事業実施に当たっては、各種法令等を遵守し環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議いたします。</p>
10	その他	<p><u>今後の手続きについては、広く地域住民や高時川流域の農業者、漁業者への積極的な情報提供や説明会を開催して、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得ること。</u></p>	<p>今後の手続きについては、広く地域住民や高時川流域の農業者、漁業者への積極的な情報提供や説明会を開催して、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得られるよう努めます。</p>

**(仮称) 余呉南越前ウィンドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書  
滋賀県関係課意見に対する事業者の見解一覧**

番号	所属	関係課意見	事業者の見解
1	県民生活部 県民活動生活課	10,000㎡以上の土地において、開発事業を行おうとする場合は、滋賀県土地利用に関する指導要綱に基づく届出が必要となりますので、当課と協議を行ってください。	当該指導要綱に基づき、届出を行います。
2	県民活動生活課	一定面積以上の一団の土地取引を行う場合は、売買等の契約を締結した日から2週間以内に国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく届出が必要となりますので、長浜市を経由して届出を行ってください。	当該規定に基づき、届出を行います。
3	エネルギー政策課	資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき、適切に事業を実施してください。	当該ガイドラインに基づき、適切に事業を実施いたします。
4	琵琶湖環境部 琵琶湖政策課	事業実施想定区域の下流にある高時川は、近年、たびたび濁水発生が問題となっている。このため、 <b>造成等の施工による影響、地形改変による影響</b> については、 <b>事業地の現在の状況を十分把握の上、評価すべきである。</b>	ご指摘のとおり、事業地の現在の状況を十分把握の上、環境影響評価手続きの中で、予測・評価を実施いたします。
5	森林政策課 森林保全課	開発予定区域は地域森林計画対象森林を含んでいますので、森林計画図に開発予定区域を明示し、森林政策課で確認して下さい。なお、森林計画図は県ホームページからダウンロードできます。また、長浜市森林整備計画対象森林を含んでいますので、長浜市と協議して下さい。	森林計画図を確認いたします。また、事業計画が高まり、概ねの風車の位置等が決定した段階で、協議を開始したいと考えております。
6	森林政策課 森林保全課	開発予定区域内の地域森林計画対象森林において、1haを超える開発行為を行う場合には、森林法第10条の2第1項の規定に基づく林地開発許可を受けてください。また、その森林において、1ha以下の開発行為を行う場合は、森林法第10条の8第1項の規定に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出書」を長浜市へ提出してください。	開発予定区域内の地域森林計画対象森林において、当該規定に基づき、1haを超える開発行為を行う場合には、林地開発許可を受けます。また、1ha以下の開発行為を行う場合には、「伐採及び伐採後の造林の届出書」を長浜市へ提出いたします。
7	森林政策課 森林保全課	地域社会にとって災害・水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有する森林については、開発行為を極力避けることや開発面積を可能な限り小さくすることを検討し、開発を行う場合であっても、 <b>森林の機能を阻害しないよう十分留意して下さい。</b>	ご指摘のとおり、十分留意いたします。
8	森林政策課 森林保全課	事業計画策定の初期段階から地域住民等関係者に対し事業計画を周知し、事業実施にあたっては住民の生活に悪影響を及ぼさないよう十分配慮して下さい。	ご指摘のとおり、十分配慮いたします。
9	森林政策課 森林保全課	開発予定区域内における治山施設および造林補助金の交付の有無について、滋賀県湖北森林整備事務所と協議してください。	ご指摘の内容について、滋賀県湖北森林整備事務所と協議いたします。

番号	所属	関係課意見	事業者の見解
10	琵琶湖環境部 自然環境保全課	当該行為は滋賀県自然環境保全条例第23条の規定に基づく自然環境保全協定の締結が必要となるため、当課と協議が必要です。 協定締結にあたっては、事前に当該開発予定地域における自然環境調査（四季：1年間）を行う必要があります。	自然環境保全協定の締結の時期や内容について、自然環境保全課様と協議を実施いたします。
11	自然環境保全課	<p>今回の事業実施想定区域は、全域が「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」による「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれています。イヌワシ・クマタカはそれらの生息を支える生物多様性の豊かさの指標として重要であるだけでなく、両種とも希少性が高く絶滅のおそれが懸念されることから特別に保護が必要とされる国内希少野生動物に指定されています。なかでもイヌワシは全国的に生息個体数が少なく特に近畿地方以西の西日本では希少性が極めて高いことから、個体群の存続に個体単位の嚴重な保護が必要な状況にあります。</p> <p>滋賀県内では、生息が確認されているイヌワシはわずか6つがい程度とされ、その1つがい事業想定予定区域の近傍に営巣し、その行動圏が同区域を含む範囲に広がっているものと推測されています。また、イヌワシに次いで希少性が高いクマタカも、複数のつがい事業実施想定区域の周辺に生息するものと推測されています。また、過去に本事業実施想定区域の近傍で実施された環境影響の取りまとめ資料によると、本事業実施想定区域がイヌワシの行動圏に含まれるとともに、近傍に行動圏のコアエリアが位置している可能性が推測されます。</p> <p>このため、事業の実施によって、個体単位の嚴重な保護が必要なイヌワシやクマタカに対して、事業実施に伴う環境変化や風力発電設備の設置により、営巣地や行動圏への直接的な影響、衝突事故（バードストライク）の発生、飛翔行動の阻害等、重大な影響が懸念され、これらを風力発電機の配置や基数、改変区域の見直し等により回避・低減させることが困難であると見込まれる場合には、事業の取りやめ（ゼロ・オプション）も含む事業計画の抜本的な見直しを検討するようお願いします。</p> <p>なお、現地調査等を行う場合には、既存の調査結果や「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月環境省自然環境局野生生物課）、「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」（平成14年7月滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課）、鳥類の生態や地元の状況に精通した専門家の意見等を踏まえて行うこととし、調査結果についても鳥類の生態に精通した専門家からの意見聴取をしていただくようお願いします。</p>	<p>今後の調査の結果、本事業実施想定区域のイヌワシ・クマタカによる利用が確認され、事業の実施によってイヌワシ・クマタカの生息に重大な影響を与える可能性が非常に高く、これを風力発電機の配置や基数、改変区域の見直し等により回避・低減させることが困難であると見込まれる場合には、事業の取りやめ（ゼロ・オプション）も含む事業計画の抜本的な見直しを検討します。</p> <p>なお、既存の調査結果や「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月環境省自然環境局野生生物課）、「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」（平成14年7月滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課）、鳥類の生態や地元の状況に精通した専門家の意見等を踏まえて現地調査を実施し、調査結果についても鳥類の生態に精通した専門家からの意見聴取を行います。</p>

番号	所属		関係課意見	事業者の見解
12	琵琶湖環境部	自然環境保全課	<p>サシバやハチクマ、ノスリ等、渡りをする猛禽類の多くの個体が通過する主要な渡りの経路の一つとして、「中部の山岳地域を越えて岐阜県から琵琶湖南岸を通過し、京都府～大阪府北部～神戸市～淡路島を経て徳島県へ続く経路」が指摘されています（「平成21年度渡り集結地衝突影響分析業務報告書」（平成22年3月環境省自然環境局）など）。事業実施想定区域はこの渡りの経路に位置している可能性が高く、風力発電設備の設置が渡りの障害になるおそれが想定されます。</p> <p>つきましては、サシバ、ハチクマ、ノスリなどの猛禽類が春期と秋期に渡りをする際に、渡り個体全体のなかでどの程度の数の個体が事業実施想定区域の周辺を通過しているかを把握するとともに、個体の飛翔の経路や高度について詳細な調査を実施することが、猛禽類の渡り個体が風力発電設備と衝突するリスクを客観的かつ高い信頼度で推定するためには必要であると考えられます。そのためには、猛禽類の渡りの観測をしている近隣県各地の関係者からのヒアリングや、渡りの時期の詳細な現地調査が複数年にわたって必要であるものと想定されることから、適切な調査手法につきましても、鳥類の生態や調査方法に精通した専門家からの指導・助言のもと、検討をしていただくようお願いします。</p>	<p>配慮書においても、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）より、事業実施想定区域及びその周囲はノスリ、サシバ、ハチクマ、ノスリの渡りの経路に位置している可能性が高いことが想定されています。</p> <p>サシバ、ハチクマ、ノスリなどの猛禽類の渡り個体が風力発電設備と衝突するリスクを客観的かつ高い信頼度で推定するためには、近隣の渡り鳥の情報を収集し、また現地調査については、鳥類の生態や調査方法に精通した専門家からのご指導・ご助言も頂き、調査手法、調査時期及び調査期間を十分に検討致します。</p>
13		湖北環境事務所	土地の掘削その他の土地の形質の変更を行う面積が3000m2以上の場合には、届出が必要。	承知いたしました。
14	農政水産部	水産課	<p>事業実施想定区域付近には高時川が流れており、事業実施にあたっては、漁場環境の保全および水産資源保護の観点から、汚濁水を流出させないよう万全の措置を講じてください。</p> <p>なお、高時川の中・上流（支川含む）には、第五種共同漁業権に基づき漁場の管理および水産生物の増殖事業が行われていること（丹生川漁業協同組合、高時川漁業協同組合）、高時川下流（姉川との合流点付近）および姉川下流には第二種共同漁業権に基づくヤナ漁業が営まれていること（南浜漁業協同組合）、姉川河口付近の琵琶湖では第二種共同漁業権に基づく小型定置網漁業等様々な漁業が営まれていること（南浜漁業協同組合等）、さらに、高時川下流（国道8号線と交差する付近）から姉川河口付近にかけては水産資源保護法に基づくアユの産卵保護水面が設定されていることから、これらに悪影響を及ぼさないよう十分留意してください。</p>	ご指摘のとおり、事業実施にあたっては、工事中の汚濁水を流出させない措置を講じ、その汚濁水の影響について、十分留意いたします。
15	土木交通部	道路課	<p>事業実施想定区域内に県管理道路はありませんが、工事用道路の設置等、事業の実施にあたり周辺の県管理道路について許認可や届出が必要となる場合があります。（道路法24条および32条（道路管理者以外の者が行う工事および道路占用許可））</p> <p>また想定区域に隣接する県管理道路において、改築計画を検討しており、今後の進捗によっては協議や調整等を要する場合がありますので、ご注意ください。</p>	承知いたしました。
16		砂防課	事業実施想定区において、滋賀県砂防法施行条例第4条の規定に基づく砂防指定地内行為許可が必要な場合があります。	承知いたしました。
17		都市計画課	屋外広告物設置の許可、景観法に基づく届出が必要となる場合がありますので、長浜市都市計画課と協議してください。	ご指摘に内容について、長浜市都市計画課と協議いたします。

番号	所属		関係課意見	事業者の見解
18	土木交通部	住宅課	都市計画法に伴う開発許可制度の許可等が必要となる場合は、許可権者である長浜市へ相談願います。	ご指摘の内容について、長浜市と相談いたします。
19		流域政策局	都市計画法第32条の規定に基づく協議（同意）が必要となる場合がありますので、開発地の雨水流出に対して、放流先河川・水路等、下流への影響がないよう「開発に伴う雨水排水計画基準（案）平成14年4月（滋賀県土木交通部河港課）」に基づき雨水排水計画を策定し、当局広域河川政策室と協議してください。	ご指摘の内容について、担当部局様と協議いたします。
20	教育委員会	文化財保護課	事業予定地には、周知の埋蔵文化財包蔵地（ <u>栃ノ木砦遺跡</u> ）が所在しております。つきましては埋蔵文化財の取り扱いについて、事前に長浜市市民協働部歴史遺産課と協議してください。 また、出願地内は伊吹・比良山地カモシカ保護地域に該当しますので、カモシカ（特別天然記念物）の生息に影響がないよう十分に配慮してください。	ご指摘の内容について、事前に長浜市市民協働部歴史遺産課と協議するとともに、カモシカの生息の影響について、十分配慮いたします。
21	警察本部	交通規制課	工事用車両等の走行に関し、道路の改築を含め周辺地域における交通安全の確保や大気汚染、騒音等の交通障害を防止するための環境保全措置についても配慮してください。	工事用車両等の走行に関し、道路の改築を含め周辺地域における交通安全の確保や大気汚染、騒音等の交通障害を防止するための環境保全措置についても配慮いたします。